

第9編 種豚体格審査標準・種豚審査標準， 種豚登録審査基準

第1章 種豚体格審査標準・種豚審査標準

1. 品種の純粋性と審査標準

種豚の選抜・改良に当って体格（体型）の審査は欠くことの出来ない重要な項目である。先人達は古くから自ら所有する家畜の品種について、幾世代にも亘って変ることなく確実に出現し伝えられている固有の体格（外貌）はその純粋性を証明する貴重な「あかし」として尊重し大切に保護してきた。

それは体型（外貌）がその種畜の持つ遺伝的能力（単に畜産物の経済的生産能力に限らず、人類がその家畜に求め期待する他の目的一例えば使役・運搬能力，競走力，警番，愛玩伴侶動物など）とも深く連動しており，永年に亘ってその特質を間違いなく後代（子孫）に伝えてきた事実の信頼に基づいている。

どの家畜の品種でもその体格（外貌）上の特徴は，その家畜の歴史と成立，改良の経過を示し，さらに飼育者がその品種に期待し，理想として考えている姿（体格）を示したものが，その品種の「体格審査標準」と言うことができるのではあるまいか。

2. わが国の種豚体格審査標準

1) 種豚体格審査標準のはじまり

豚の登録事業の基礎となっている審査標準については，欧米諸国では明治初年頃から用いられており，わが国では明治中期にこれらを訳したものが成書に記述されている（高山徹著：養豚全書）。それは体各部ごとに好ましい姿を述べ，部位別の重要度によって付点し，総計100点としたもので，わが国でも全国的に統一された標準がなかった当時は品評会等ではこれが審査に用いられたようである。

2) 種豚体格審査標準の制定（ヨークシャー種，バークシャー種）

記録によれば，昭和2年（1927年）農林省畜産試験場の羽部義孝技師は当時全国的に飼育されていた中ヨークシャー種，バークシャー種の審査標準を作製すべく，各県の豚担当者と種畜

場の係官を招集して審査標準制定の協議会を計画したが，当時の官制では畜産試験場がこれを主催することは不可能であったので，家畜研究会（会長 岩住良治氏，子安農園立川養豚場に事務局があった）の主催として，昭和3年（1928年）9月19～20日，東京溜池の三会堂において養豚協議会が開催された。原産国イギリス豚生産者協会等の中ヨークシャーおよびパークシャーの審査標準の訳文を参考資料として配布し，各県出席者の意見を求め討議の結果，別表の体格審査標準の決定をみた。

この審査標準は，昭和17年旧帝国畜産会によって開始された種豚登録規程（第5条，2）で正式に採用され，また昭和23年から実施された日本種豚登録協会の審査標準として引き継がれた（かた仮名をひら仮名に改めた）。その後は全面的に改正が行われた昭和31年（1956年）（後記）までは部分的な字句の一部訂正にとどまっていた。なお，この間，昭和24年（1949年）10月に専門委員会が開催され，同年8月以来検討中であった審査標準の改正は時期尚早とのことで保留となった。

以下年月順に主な事項について記述する。

3) 種豚体格審査における乳頭の減率，ヨークシャー種の斑点，パークシャー種の白微の減率基準について

昭和29年（1954年）12月，かねてから上記3項目の減率について統一を欠く憾みがあったので下記のとおり定め，これによって審査を行うこととなった。

（1）乳頭の減率について

（盲乳頭）①盲乳頭1個ある場合は盲乳頭以外の減率に5%を加える。②盲乳頭が左右1個ある場合は盲乳頭以外の減率に10%を加える。③盲乳頭が片側に3個以上ある場合は失格とする。

（副乳頭）①副乳頭が1個ある場合は副乳頭以外の減率に2%を加える。②副乳頭が2個ある場合は副乳頭以外の減率に5%を加える。③副乳頭が3個以上ある場合は失格とする。

（乳頭数）①乳頭数が6・7個の場合は乳頭数以外の減率に1%を加える。②乳頭数が6・8の場合は乳頭数以外の減率に7%を加える。③乳頭数が5・7の場合は失格とする。④乳頭数が7・8の場合は乳頭数以外の減率に2%を加える。⑤乳頭数が8・8の場合は乳頭数以外の減率に2%を加える。

（垂れ乳）①垂れ乳は程度により10%以内の減率を加える。

（2）ヨークシャー種の斑点について

①斑点は程度により5%以内の減率を加える。

第 9 編 種豚体格審査標準・種豚審査標準，種豚登録審査基準

ヨークシャー種体格審査標準

部 位	説 明	評 点
頭 部	適度ニ短クシテ顔面シャクレ鼻端廣ク顎正シク頬輕ク眼ハ温和清明ニシテ活氣ヲ呈シ兩眼ノ間廣ク耳ハ薄ク大サ適度ニシテ稍前外方ニ向ヒテ立ち周縁ノ耳毛柔軟ナルベク兩耳ノ間隔廣キモノ	10
頸 部	長サ及幅ハ適度ニシテ粗野ナラス肩トノ鈎合竝ニ移行宜シキモノ	3
前 軀	肩ハ寧ロ輕クシテ良ク緊リ傾斜適度ニシテ前肢及中軀ヘノ移行宜シク胸ハ廣ク深く充實シ肋能ク開張セルモノ	12
中 軀	腹部豊ニシテ下腰部深く充實シ乳頭ハ柔軟ニシテ 12 個以上ヲ有シ其ノ發育竝ニ配列宜シク背腰部ハ廣ク長ク平直ニシテ後軀ヘノ移行宜シキモノ	20
後 軀	廣ク長ク尻ハ成ルヘク傾斜セス腿ハ厚ク廣ク深くシテ飛節ニ至ル迄充實シ尾ハ高く附着シ尾根ニ凹陷ナク長サ太サ適度ニシテ尾房纖細ナルモノ	20
肢 蹄	四肢眞直ニシテ寧ロ短ク肢間廣ク骨ハ太カラス扁平ニシテ強ク繫短ク弾力ヲ有シ蹄ハ形質良好ニシテ正シク起チ歩様確實ナルモノ	10
被毛及皮膚	色白ク品質宜シク皮膚ニ皺襞ナク且成ルヘク斑點ナキモノ	7
資 質	性質溫順品位ニ富ミ能ク性相ヲ表シ發育良好ニシテ健康ノ表徴ヲ呈スルモノ	8
一 般 體 型	各部ノ鈎合宜シク體下線平直ニシテ體上線稍穹隆ノ觀ヲ呈シ肉緊リ過度ノ脂肪ヲ有セザルモノ	10
合 計		100

バークシャー種体格審査標準

部 位	説 明	評 点
頭 部	長サ中庸ニシテ顔面適度ニシャクレ鼻端廣ク顎正シク頬輕ク眼ハ温和清明ニシテ活氣ヲ呈シ兩眼ノ間廣ク耳ハ薄ク大サ適度ニシテ直立スルカ又ハ稍前方ニ傾キ周縁ノ耳毛柔軟ナルベク兩耳ノ間隔廣キモノ	9
頸 部	長サ及幅ハ適度ニシテ粗野ナラズ肩トノ鈎合竝ニ移行宜シキモノ	3
前 軀	肩ハ寧ロ輕クシテ良ク緊リ傾斜適度ニシテ前肢及中軀ヘノ移行宜シク胸ハ廣ク深く充實シ肋能ク開張セルモノ	12
中 軀	腹部豊ニシテ下腰部深く充實シ乳頭ハ柔軟ニシテ 12 個以上ヲ有シ其ノ發育竝ニ配列宜シク背腰部ハ廣ク長ク平直ニシテ後軀ヘノ移行宜シキモノ	20
後 軀	廣ク長ク尻ハ成ルヘク傾斜セス腿ハ厚ク廣ク深くシテ飛節ニ至ル迄充實シ尾ハ高く附着シ尾根ニ凹陷ナク長サ太サ適度ニシテ尾房纖細ナルモノ	20
肢 蹄	四肢眞直ニシテ寧ロ短ク肢間廣ク骨ハ太カラス扁平ニシテ強ク繫短ク弾力ヲ有シ蹄ハ形質良好ニシテ正シク起チ歩様確實ナルモノ	10
被毛及皮膚	色黒ク成ルヘク六白（顔，四肢端及尾端）ヲ有シ又成ルヘク他ニ白斑ナク品質宜シク皮膚ニ皺襞ナキモノ	8
資 質	性質溫順品位ニ富ミ能ク性相ヲ表シ發育良好ニシテ健康ノ表徴ヲ呈スルモノ	8
一 般 體 型	各部ノ鈎合宜シク體下線平直ニシテ體上線稍穹隆ノ觀ヲ呈シ肉緊リ過度ノ脂肪ヲ有セザルモノ	10
合 計		100

(3) バークシャー種の白徴に関する減率について

バークシャー種の白徴については，日本種豚登録協会のバークシャー種体格審査標準に「色黒く，成るべく六白（顔，四肢端及尾端）を有し，又成るべく他に白斑なく」と示されているが，実際の審査に当っては，種々の特徴を示すものがあり，その程度も多様で，これだけの記述だけでは全国的に一定することは困難である。そこで登録協会は昭和26年10月鹿児島県において開催したバークシャー種登録研究会において，主要生産地（埼玉，静岡，宮崎，鹿児島各県）の審査委員出席の下に，「白徴に関する申し合せ」（失格および減率に関する8項目（略））を行い，爾来これに拠っていたのであるが，翌昭和27年8月のバークシャー種登録研究会（静岡県で開催）の際，前年の申し合せを1年間実施した結果，失格事項がやゝ厳に過ぎ，そのため仔豚登記率が相当減少するので，この申し合せを若干緩和すべきではないかとの意見があった。そこで登録協会は同年12月および28年6月の再度にわたって専門委員会（伊藤祐之，丹羽太左衛門，山下於菟丸，相馬清策，北本弥三郎，福田紀重，牧田専治，小春英世）を開催し，上記4県の関係者の出席も得て慎重に検討し，下記のとおり失格事項を決定した。

（失格事項）① 飛節，肘節以上の著るしい白斑 ② 顔の全黒（鼻端のみに白斑のあるものを含む）

③ 顔面，四肢，尾以外の著るしい白斑 ④ 2カ所以上白斑を欠くもの。上記以外の欠かんは減点とする。備考：④の白徴とは一見して白徴と認められるものをいう。

さらに昭和28年10月宮崎県で開催したバークシャー種登録研究会において，伊藤祐之専門委員が出席し，前記4県の審査委員とともに予め準備した写真および現物について検討した結果，その限度を決定した。なお，登録協会はその写真集（バークシャー種の白徴について）を昭和28年12月10日発行した。

4) 種豚審査標準の改正（ヨークシャー種，バークシャー種）

第1次改正（昭和31年，1956年1月）

昭和30年（1955年）3月以来6回に亘って専門委員会を開催して審査標準改正試案について検討を加え，また同時に農技研家畜部において実際に種豚審査に適用してみるなど改正試案につき慎重審議の上改正原案を決定し，8月29日開催の理事会の承認を得て昭和31年1月1日より施行することになった。

（改正の要点）

- ① 「種豚体格審査標準」を「種豚審査標準」とした。
- ② 今回改正したヨークシャー種豚審査標準およびバークシャー種豚審査標準は別記のとおりである。
- ③ 肋の開張を中軀において審査することとした。

第 9 編 種豚体格審査標準・種豚審査標準，種豚登録審査基準

ヨークシャー種豚審査標準

項 目	説 明	評 点
頭 部	適度に短くて，顔面はほどよくしゃくれ，鼻端広く，顎は正しく，頬は軽く，眼は温和で，いきいきとし，両眼の間は広く，耳は大きさ適度で薄く，やや前外方に向って立ち，周縁の毛は柔軟で，両耳の間隔が広いもの	9
頸 部	長さ及び幅が適度で，粗野でなく，頭部と前軀への移行がよいもの	3
前 軀	肩は適度に軽くてよく緊り，傾斜も適度で，前肢と中軀への移行がよく，胸は広く，深く，充実しているもの	12
中 軀	肋はよく開張し，腹部は深く，豊かで緊りがあり，下臍部は深く充実し，背腰部は長く，広く，平直で，後軀への移行がよいもの	20
後 軀	尻は広く，長くて，なるべく傾斜がなく，腿は厚く，広く，深くて飛節に至るまで充実し，尾は高く附着し，長さ，太さは適度で尾房の繊細なもの	20
乳器生殖器	乳器は形質良好で，正常な乳頭が 12 個以上あり，その配列の正しいもの 生殖器は発育が正常で，形質のよいもの	6
肢 蹄	四肢は真直で適度に短く，肢間は広く，正しく立ち，管は太すぎず，形良好で強く，繋は短く，弾力があり，蹄は形質良好で，歩様の確実なもの	8
被毛，皮膚	色は白く，毛は質がよく，光沢があり，皮膚は滑かで，皺がなく，なるべく斑点のないもの	5
品位，性質	品位に富み，性質は温順で，活気があり，よく性相を現わすもの	5
一般体型	発育良好で，各部の釣合がよく，体上線はやや弓状に見え，体下線ほぼ平直で，体積豊かで，肉緊り，過度の脂肪のないもの	12
合 計		100

④ 新たに乳器・生殖器の項を設けた。

⑤ 資質の項を品位・性質とし，発育を一般体型で審査することとした。

⑥ 項目の改正に伴って評点を改めるとともに，ヨークシャー，バークシャー両品種の評点を同一とした。

⑦ 種豚の審査は従来 2 名で行っていたが，1 名でよいことにした。

⑧ 種豚の審査得点が 75 点前後に集中しているので，この際得点範囲を広げる意味で減率を 2% 刻みに改め，高等登録は 80 点以上のものとした。

⑨ 減率基準についても次のとおり改めた。

(乳器の減率) について：(イ) 盲乳頭…30% 以上の減率，(ロ) 副乳頭…22% (B 上) 以上の減率，(ハ) 乳配列，(ニ) 痕跡，(ホ) 垂れ乳…減率基準に示された「状態の区分」による。

なお，昭和 26 年 (1956 年) に体格審査標準の解説書を作製し，審査・検定委員と子豚審査員に配布したが，今回の審査標準改正を機会に内容を改め，さらに種豚の発育標準を挿入し，これに新たに登録事務の取扱要領を加えて「登録委員必携」として発行された (必携はその後

必要の都度改訂発行されている)。

パークシャー種豚審査標準

項 目	説 明	評 点
頭 部	長さ中等で顔面はほどよくしゃくれ，鼻端広く，顎は正しく，頬は軽く，眼は温和で，いきいきとし，両眼の間は広く，耳は大きさ適度で薄く，直立するか又はやや前方に向って立ち，周縁の毛は柔軟で，両耳の間隔が広いもの	9
頸 部	長さ及び幅が適度で，粗野でなく，頭部と前軀への移行がよいもの	3
前 軀	肩は適度に軽くてよく緊り，傾斜も適度で，前肢と中軀への移行がよく，胸は広く，深く，充実しているもの	12
中 軀	肋はよく開張し，腹部は深く，豊かで緊りがあり，下臍部は深く充実し，背腰部は長く，広く，平直で，後軀への移行がよいもの	20
後 軀	尻は広く，長くて，なるべく傾斜がなく，腿は厚く，広く，深くて飛節に至るまで充実し，尾は高く附着し，長さ，太さは適度で尾房の繊細なもの	20
乳器生殖器	乳器は形質良好で，正常な乳頭が12個以上あり，その配列の正しいもの 生殖器は発育が正常で，形質のよいもの	6
肢 蹄	四肢は真直で適度に短く，肢間は広く，正しく立ち，管は太すぎず，形良好で強く，繋は短く，弾力があり，蹄は形質良好で，歩様の確実なもの	8
被毛，皮膚	色は黒く，なるべく六白（顔，四肢端及び尾端）で，毛は質がよく，光沢があり，皮膚は滑かで，皺のないもの	5
品位，性質	品位に富み，性質は温順で，活気があり，よく性相を現わすもの	5
一般体型	発育良好で，各部の釣合がよく，体上線はやや弓状に見え，体下線はほぼ平直で，体積豊かで，肉緊り，過度の脂肪のないもの	12
合 計		100

5) 審査，採点の方法と減率基準，体各部の測定

種豚審査の詳細については，(社)日本種豚登録協会発行の登録委員必携の解説や家畜審査の専門書に譲り，ここでは登録委員必携より要点のみを記録しておくこととする。

(1) 審査は現状審査である。

(2) 審査の順序としては，豚をできるだけ自然の姿勢に立たせ，側面，前方及び後方の適当な距離から豚全体を観察して，その豚の大体の概念を頭に入れておく。次いで頭部より頸部，前軀，中軀，後軀，乳器・生殖器，肢蹄，被毛皮膚，品位性質の順序に審査標準の説明事項に従って観察し，または体に直接触れて詳細に調べ，審査簿に各項目毎に減率及び概評を記入する。そして最後に，元の位置から一般体型を観察し，最初の概観と仔細に各部位を審査した総合結果とを対比する。

また登録審査に当っては，なるべく審査場を設け，集合審査を行うよう指導している。

- (3) 採点の方法は，審査標準の各項目に配分されている評点から減点して行う。減点の判断には次表に示された「状態の区分」に基づいて，まず各項目に A, B, C, D に大別し，さらにこれを上，中，下等に分けた後，該当する減率を決定する。なお，減率は 2% きざみである。

減 率 基 準				
区 分		減率範囲	減 率	状 態 の 区 分
特 優		0～ 5%	2. 4%	満足し得るもの
A	上	6～10	6. 8. 10	最も軽い欠点のもの
	中	11～16	12. 14. 16	次に軽い欠点のもの
	下	17～20	18. 20	
B	上	21～24	22. 24	少し欠点の目立つもの
	中	25～28	26. 28	
	下	29～30	30	
C	上	31～35	32. 34	稍ひどく欠点の目立つもの
	下	36～40	36. 38. 40	
D		41～50	42. 44. 46 48. 50	甚だしい欠点の目立つもの

備 考

1, 乳器の減率

- (1) 盲乳頭 B 下以下の減率
- (2) 副乳頭 B 中以下の減率
- (3) 乳配列 A 上より B 上間で減率
- (4) 垂れ乳 減率基準に示された「状態の区分」に照し減点

2, ヨークシャー種の斑点に関する減率

減率基準に示された「状態の区分」に照し減点

3, バークシャー種の白徴に関する減率

減率基準に示された「状態の区分」に照し減点

上の基準によって減点し，合計点数を決定するのであるが，若し 50% 以上減点する項目が 1 つでもあれば，合計点数の如何にかかわらず失格とする。

なお，当時(社)日本種豚登録協会から発行，配布された「審査委員，検定委員，検査員必携」には種豚の発育標準（農林省畜試におけるヨークシャー種およびバークシャー種（牝，牡）の発育標準（生後 1 カ月～24 カ月），審査採点早見表（表 9.1）等が添付されていて審査に便利なよう配慮されている。

表 9.1 審査採点早見表

状態の区分		減率% 標点	2	3	5	6	8	9	10	12	14	15	20	25
満足し得るもの	特優	2	1.96	2.94	4.9	5.88	7.84	8.82	9.8	11.76	13.72	14.7	19.6	24.5
		4	1.92	2.88	4.8	5.76	7.68	8.64	9.6	11.52	13.44	14.4	19.2	24.0
最も軽い欠点のもの	上	6	1.88	2.82	4.7	5.64	7.52	8.46	9.4	11.28	13.16	14.1	18.8	23.5
		8	1.84	2.76	4.6	5.52	7.36	8.28	9.2	11.04	12.88	13.8	18.4	23.0
		10	1.80	2.70	4.5	5.40	7.20	8.10	9.0	10.80	12.60	13.5	18.0	22.5
次に軽い欠点のもの	A 中	12	1.76	2.64	4.4	5.28	7.04	7.92	8.8	10.56	12.32	13.2	17.6	22.0
		14	1.72	2.58	4.3	5.16	6.88	7.74	8.6	10.32	12.04	12.9	17.2	21.5
		16	1.68	2.52	4.2	5.04	6.72	7.56	8.4	10.08	11.76	12.6	16.8	21.0
	下	18	1.64	2.46	4.1	4.92	6.56	7.38	8.2	9.84	11.48	12.3	16.4	20.5
		20	1.60	2.40	4.0	4.80	6.40	7.20	8.0	9.60	11.20	12.0	16.0	20.0
少し欠点の目立つもの	B 上	22	1.56	2.34	3.9	4.68	6.24	7.02	7.8	9.36	10.92	11.7	15.6	19.5
		24	1.52	2.28	3.8	4.56	6.08	6.84	7.6	9.12	10.64	11.4	15.2	19.0
	中	26	1.48	2.22	3.7	4.44	5.92	6.66	7.4	8.88	10.36	11.1	14.8	18.5
		28	1.44	2.16	3.6	4.32	5.76	6.48	7.2	8.64	10.08	10.8	14.4	18.0
稍ひどく欠点の目立つもの	C 下	30	1.40	2.10	3.5	4.20	5.60	6.30	7.0	8.40	9.80	10.5	14.0	17.5
	上	32	1.36	2.04	3.4	4.08	5.44	6.12	6.8	8.16	9.52	10.2	13.6	17.0
		34	1.32	1.98	3.4	3.96	5.28	5.94	6.6	7.92	9.24	9.9	13.2	16.0
甚だしい欠点の目立つもの	D 下	36	1.28	1.92	3.2	3.84	5.12	5.76	6.4	7.68	8.96	9.6	12.8	16.0
		38	1.24	1.86	3.1	3.72	4.96	5.58	6.2	7.44	8.68	9.3	12.4	15.5
		40	1.20	1.80	3.0	3.60	4.80	5.40	6.0	7.20	8.40	9.0	12.0	15.0
	上	42	1.16	1.74	2.9	3.48	4.64	5.22	5.8	6.96	8.12	8.7	11.6	14.5
		44	1.12	1.68	2.8	3.36	4.48	5.04	5.6	6.72	7.84	8.4	11.2	14.0
		46	1.08	1.62	2.7	3.24	4.32	4.86	5.4	6.48	7.56	8.1	10.8	13.5
	D 上	48	1.04	1.56	2.6	3.12	4.16	4.68	5.2	6.24	7.28	7.8	10.4	13.0
		50	1.00	1.50	2.5	3.00	4.00	4.50	5.0	6.00	7.00	7.5	10.0	13.5

(4) 体各部の測定

体各部の測定は，登録審査，共進会等に必要な項目であるが，その測定部位および測定方法は次のように定められている。

体各部の測定

体各部の測定は，次の要領によって行うのであるが，豚は静止することが少なく，また，姿勢によって著しく誤差を生じ易いので測定には困難を伴うものである。従ってなるべく自然の姿勢で測定するように努めなければならない。

なお，登録審査の場合は，時間の関係等で細部の測定が困難なため，通常，体長，胸囲，管囲及び体重を測定する。

体長……正姿勢で両耳間の中央から体上線に沿った尾根までの長さを測定する。

胸囲……肘の直後における体の周りの長さを測定する。

管囲……左前肢の管部における最も細い部位の周りの長さを測定する。

体高……肩から地上までの距離を測定する。

胸深……肘の直後における胸の深さを測定する。

前幅……前軀の一番広い部位の巾を測定する。

胸幅……肘の直後における胸の巾。

後幅……後軀の一番広い部位の巾を測定する。

6) ランドレース種の種豚登録のための審査基準と審査標準の制定

(1) 種豚登録のための審査基準

昭和35年(1960年)4月から同36年(1961年)までに約400頭のランドレース種が輸入され、さらに輸入の増加が見込まれる情勢となったので、その登録を早急に実施するよう強い要望が出てきたことに伴い、登録協会は数回にわたり専門委員会を開催し、昭和36年(1961年)8月1日から登録を実施することになったが、この際必要な体格審査については当分の間は簡単な基準を設けて登録を実施し、その後に本格的な審査標準を制定する方針とした。

登録のための審査については、採点は行わず、とりあえず下記の審査基準によって審査委員が適合と認めたもののみを合格として登録することになった。

ランドレース種豚登録基準

1. 頭、頸は軽く、鼻は真直で耳は前方に傾斜し、肩は軽く、中軀の伸び良好で、後軀はよく発達し、四肢の正しく立つもの。
2. 正常な乳頭12個以上を有するもの。
3. 被毛、皮膚は白く、なるべく皮膚に斑点のないもの。
4. 各部の釣合がよく、品位に富み、よく性相を現わすもの。

(追記) この規程改正の際、登録規程に用いられていた「種類」を「品種」、「牝・牡」を「雌・雄」に、「仔」を「子」にそれぞれ改めた。

(2) ランドレース種豚審査標準の制定

ランドレース種豚の登録は、上記の登録基準によって昭和36年8月1日から実施されたが、順調に目的を果し、ほとんど支障はなかった。そして、引き続き輸入頭数の増加と国内繁殖による生産によって飼養頭数も急増し、いわゆるランドレース・ブームの到来を思わせる状況となり、養豚関係者のランドレース種豚についての評価と鑑識眼も定まってきた。

このような情勢下、登録協会では過去約2年間の登録基準による審査実績を踏まえ、本格的な種豚審査標準作定のため数次にわたる専門委員会の検討を経て昭和38年(1963年)4月1

日，下記の「ランドレース種豚審査標準」を制定した。

ランドレース種豚審査標準		
項 目	説 明	評 点
頭 部	軽くて，適度に長く，鼻はまっすぐで鼻端は狭くなく，あごは正しく，ほおはよく締まり，目は温和でいきいきとし，耳は大きさ適度で前方に傾斜し顔面をおおい，両耳の間隔が適度なもの	9
頸 部	長さ適度で軽く，締まりがあり，頭部と前軀へなめらかに移行するもの	3
前 軀	肩は軽くてよく締まり，傾斜適度で，前肢と中軀への移行がよく，胸は広さ深さ適度で，締まりのあるもの	12
中 軀	背腰部はよく伸び，幅広く，まっすぐで，後軀への移行がよく，肋はよく開張し，腹部は豊かで締まりがあり，下臍部は深く充実しているもの	20
後 軀	しりは広く，長く，豊円で，腿は厚く，広く，深くて，飛節まで充実し，尾は高く付着し，長さ，太さ適度なもの	20
乳器生殖器	乳器は形質良好で，正常な乳頭が12個以上あり，その配列の正しいもの，生殖器は発育が正常で，形質のよいもの	6
肢 蹄	四肢は長さ適度で正しく立ち，肢間は広く，管は太すぎず，形良好で強く，繋はなるべく短く，弾力があり，ひずめは形質良好で歩様のよいもの	9
被毛，皮膚	色は白く，毛は質がよく，光沢があり，皮膚はなめらかでしわがなく，なるべく斑点のないもの	4
品位，性質	品位に富み，性質は温順で，活気があり，よく性相を現わすもの	5
一 般 体 型	発育良好で，頭頸部は軽く，体に伸びがあり，後軀はよく発達し，各部の釣合がよく，体上線はやや弓状に見え，体下線ほぼ平直で，体積豊かで締まりのあるもの	12
合 計		100

備考：昭和46年5月27日，種豚登録規程等の一部改正により，肢蹄の評点を8点に，被毛，皮膚の評点を5点に改正した。

（3）ランドレース種豚審査標準制定時の問題点と所感

① わが国へ輸入されたランドレース種豚は欧州（オランダ，スウェーデン，英国，デンマーク，ドイツ）および米国からのもので，同一品種でも飼育の歴史と利用・改良の目標は同一でないという特殊な事情があった。従って輸入した各国の審査標準（選抜・改良の目標）にも当然差異があるので，これを一つにまとめてわが国のランドレース種豚審査標準を制定することには相当無理があり，きわめて困難な作業で，この点が専門委員会でも最も苦慮したところである。それは，新たに制定する審査標準がわが国ランドレース種の将来を方向づける重要な指針となるからである。

② さりとて，ランドレース種の審査標準を利用上の目的から2種類（例えば生肉用，加工用）に分けて2通りの審査標準を制定することは實際上煩雑で，また利用上からもほとんど不可能

なことである。

③従って，わが国のランドレース種豚審査標準には，輸出各国（原産国）のランドレース種のすぐれた体型と形質（遺伝子）を十分にとり入れ，これにわが国がランドレース種に期待する利用の目的と改良の目標を加えた理想の姿を念頭に作定しなければならない。

④この標準制定に関連して筆者（丹羽）には忘れることのできない記憶がある。それは，デンマーク・ランドレース種の作出者であり，豚産肉能力検定の世界的権威者であられた故ヤルマ・クラウセン博士（デンマーク，コペンハーゲン王立獣医農科大学教授，日本養豚学会名誉会員）が日本養豚学会（旧研究会）創立10周年記念式典並びに招待講演に来日された際のことだが，日本が欧米各国からランドレース種豚を輸入していることに関連し，話題が偶々審査標準に及んだとき，クラウセン教授は「君，日本のランドレース種豚の審査標準はどうするのか，デンマークの標準は他国のものと一緒にしてしまうのか」との鋭い質問であった。

筆者はやむなく，輸入各国のものを一緒にして日本ランドレースの種豚審査標準を作定しなければならない実情を申し上げたところ，先生は大変驚かれ，落胆された表情であった。それはデンマーク・ランドレース種の作出・改良に生涯をかけられた目的（審査標準）が他国のものと一緒にになってしまうことが大変無念との表情であった。筆者は改めてデンマーク・ランドレース種の作出に一生をかけられた先生の情熱と審査標準（改良の目標）の重要性を教えられた思いで，そのときの先生のお姿は生涯忘れることができない。

7) 大ヨークシャー種，ハンプシャー種の登録基準による種豚登録開始と種豚審査標準の制定

（1）種豚登録基準による大ヨークシャー種とハンプシャー種の登録開始

昭和35，6年以降のランドレース種の輸入に続き，英国，アメリカ，カナダ等から大ヨークシャー種が，米国からハンプシャー種が輸入された。逐年その頭数も増加して種豚登録の必要が生じたので，登録協会では昭和41年4月1日，さきのランドレース種の場合と同様，まず登録基準による両品種の種豚登録を開始した。

（2）大ヨークシャー種，ハンプシャー種の種豚審査標準の制定

大ヨークシャー種は原産国の英国では，Large White，米国等では単にYorkshireと呼ばれている。大ヨークシャー種の種豚審査標準は英国の種豚生産者協会（NPBA）の審査標準に準拠し，米国等の審査標準も参考として昭和42年4月1日に制定された。

ハンプシャー種の種豚審査標準は，原産国のアメリカハンプシャー種豚登録協会（H.S.R）の審査標準に準拠し，また外形的に類似点の多いバークシャー種の審査標準も参考として昭和42年（1967年）4月1日に制定された。

両品種の審査標準の全文は下記のとおりである。

第9編 種豚体格審査標準・種豚審査標準，種豚登録審査基準

大ヨークシャー種豚審査標準

項 目	説 明	評 点
頭 部	適度に長く，顔面はわずかにしゃくれ，鼻端広く，あごは正しく，ほおはよく締まり，目は温和でいきいきとし，両眼の間は広く，耳は大きさ適度で薄く，やや前方に向って立ち，周縁の毛は柔軟で，両耳の間隔が広いもの	9
頸 部	長さおよび幅が適度で，締まりがあり，頭部と前軀への移行がよいもの	3
前 軀	肩は適度に軽くてよく締まり，傾斜も適度で，前肢と中軀への移行がよく，胸は広く，深く，充実しているもの	12
中 軀	背腰部はよく伸び，幅広く，まっすぐで，後軀への移行がよく，肋はよく開張し，腹部は豊かで締まりがあり，下臍部は深く充実しているもの	20
後 軀	しりは広く，長くて，なるべく傾斜がなく，腿は厚く，広く深くて飛節まで充実し，尾は高く付着し，長さ，太さは適度で尾房の繊細なもの	20
乳器生殖器	乳器は形質良好で，正常な乳頭が12個以上あり，その配列の正しいもの 生殖器は発育が正常で形質のよいもの	6
肢 蹄	四肢は長さ適度で正しく立ち，肢間は広く，管は太すぎず，形良好で強く，繋はなるべく短く，弾力があり，ひずめは形質良好で，歩様の確実なもの	8
被毛，皮膚	色は白く，毛は質がよく，光沢があり，皮膚はなめらかで，しわがなく，なるべく斑点のないもの	5
品位，性質	品位に富み，性質は温順で，活気があり，よく性相を現わすもの	5
一般体型	発育良好，大型で，各部の釣合がよく，体上線はやや弓状に見え，体下線ほぼ平直で，体積豊かで締まりのあるもの	12
合 計		100

ハンプシャー種豚審査標準

項 目	説 明	評 点
頭 部	長さ中等，顔面はほぼまっすぐで，鼻端は狭くなく，あごは正しく，ほおは軽く，目は温和でいきいきとし，両眼の間は広く，耳は大きさ適度で薄く，直立し，周縁の毛は柔軟で，両耳の間隔が広いもの	9
頸 部	長さおよび幅が適度で，粗野でなく，頭部と前軀への移行がよいもの	3
前 軀	肩は適度に軽くてよく締まり，傾斜も適度で，前肢と中軀への移行がよく，胸は広く，深く，充実しているもの	12
中 軀	肋はよく開張し，腹部は深く，豊かで締まりがあり，下臍部は深く充実し，背腰部は長く，広く，後軀への移行がよいもの	20
後 軀	しりは広く，長くて，なるべく傾斜がなく，腿は厚く，広く，深くて飛節に至るまで充実し，尾はなるべく高く付着し，長さ，太さは適度で，尾房の繊細なもの	20
乳器生殖器	乳器は形質良好で，正常な乳頭が12個以上あり，その配列の正しいもの 生殖器は発育が正常で，形質のよいもの	6
肢 蹄	四肢は長さ適度で正しく立ち，肢間は広く，管は太すぎず，形良好で強く，繋はなるべく短く，弾力があり，ひずめは形質良好で歩様の確実なもの	8

第9編 種豚体格審査標準・種豚審査標準，種豚登録審査基準

被毛，皮膚	色は黒く，肩，胸および前肢に続く白帯があり，毛は質がよく，光沢があり，皮膚はなめらかで，しわのないもの	5
品位，性質	品位に富み，性質は温順で，活気があり，よく性相を現わすもの	5
一般体型	発育良好で，各部の釣合がよく，体上線は弓状を呈し，体下線はほぼ平直で，体積豊かで，締まりのあるもの	12
合計		100

8) デュロック種の種豚審査標準の制定

デュロック種の輸入は戦後に輸入された大型種豚4品種の中で最も遅く，種豚登録も昭和48年（1973年）10月1日，デュロック種の種豚審査標準の制定とともに開始された。

デュロック種の種豚審査標準は原産国のアメリカ・デュロック種豚登録協会（U.D.S.R）の審査標準を参考として作定された。その全文は次のとおりである。

デュロック種豚審査標準

項目	説 明	評 点
頭 部	長さ中等，顔面はわずかにしゃくれ，鼻端は狭くなく，あごは正しく，ほおは軽く，目は温和でいきいきとし，両眼の間は広く，耳は大きさ適度で薄く前方に折れ，周縁の毛は柔軟で，両耳の間隔が広いもの	9
頸 部	長さ及び幅が適度で，粗野でなく，頭部と前軀への移行がよいもの	3
前 軀	肩は適度に軽くてよく締まり，傾斜も適度で，前肢と中軀への移行がよく，胸は広く，深く充実しているもの	12
中 軀	肋はよく開張し，腹部は深く，豊かで締まりがあり，下臍部は深く充実し，背腰部は長く，広く，後軀への移行がよいもの	20
後 軀	しりは広く，長くて，なるべく傾斜がなく，腿は厚く，広く，深くて飛節に至るまで充実し，尾はなるべく高く付着し，長さ，太さは適度で尾房の繊細なもの	20
乳器生殖器	乳器は形質良好で，正常な乳頭が12個以上あり，その配列の正しいもの 生殖器は発育が正常で，形質のよいもの	6
肢 蹄	四肢は長さ適度で正しく立ち，肢間は広く，管は太すぎず，形良好で強く，繋はなるべく短く，弾力があり，ひずめは形質良好で，歩様の確実なもの	8
被毛，皮膚	色は褐色で，毛は質がよく，光沢があり，皮膚はなめらかで，しわがなく，なるべく斑点のないもの	5
品位，性質	品位に富み，性質は温順で，活気があり，よく性相を現わすもの	5
一般体型	発育良好で，各部の釣合がよく，体上線は弓状を呈し，体下線はほぼ平直で，体積豊かで締まりのあるもの	12
合計		100

9) 種豚審査標準の大幅改正（6品種）

第2次改正（昭和51年4月1日）

昭和23年（1948年）日本種豚登録協会が設立されて以来，登録6品種の審査には日本種豚登録協会制定の「種豚体格審査標準」（昭和31年の第1次改正以後は「種豚審査標準」と改称した）が正式な「種豚審査標準」として28年間使用されてきたが，昭和51年（1976年）に大幅改正（第2次改正）が行われた。

改正の要点は次のとおりである。

1. 審査項目（区分）を10項目から7項目に改めた。これに伴い，各項目の評点が改正された。
新旧を対照すると次のようである。

（旧）項目（評点）

頭部（9），頸部（3），前軀（12），中軀（20），後軀（20），乳器・生殖器（6），肢蹄（8），被毛，皮膚（5），品位，性質（5）一般体型（12），合計（100）

（新）区分（評点）

一般外貌（25），頭・頸（5），前軀（15），中軀（20），後軀（20），乳器・生殖器（5），肢蹄（10），合計（100）

2. 審査項目（区分）の配列順序を変更し，新標準では一般外貌を最初に見て，審査豚の全体像を把握してから体各部を審査する（そして通常は，最後に再び一般外貌の審査結果と照合してみる）。
3. 審査標準の各項目（区分）の説明は，配列の都合上新旧必ずしも同一でないが，実質的内容に大きな変更はない。

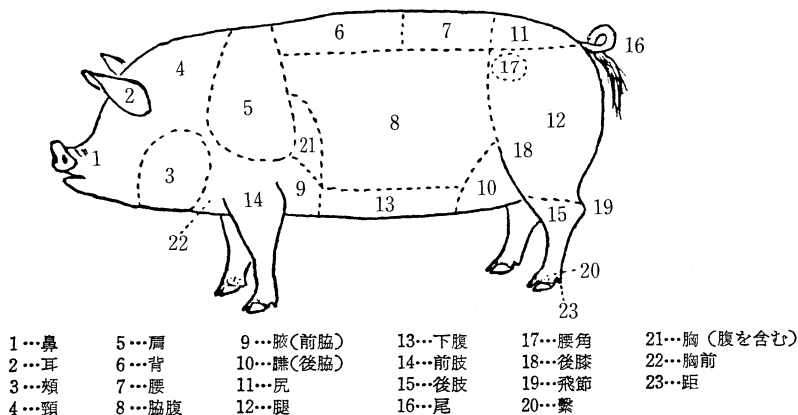


図 9.1 豚体各部の名称

第9編 種豚体格審査標準・種豚審査標準，種豚登録審査基準

次に，改正後の各品種の種豚審査標準を示した。

ヨークシャー種豚審査標準

区 分	説 明	評 点
一 般 外 貌	中型で，発育がよく，全体におおむね長方形を呈するもの 頭・頸はなるべく軽く，なるべく体高があり，体上線はわずかに弓状に見え，体下線はほぼ平直で，各部の釣合がよく，体に締まりがあり，過度の脂肪のないもの 性質は温順で，活気があり，よく性相を現わし，体質強健で，品位のあるもの 色は白く，毛は質がよく光沢があり，皮膚はなめらかでしわがなく，なるべく斑点のないもの	25
頭 ・ 頸	頭はなるべく軽く，顔はむしろ短く，顔面はほどよくしゃくれ，鼻端は広く，あごは正しく，ほおはなるべく締まり，目は温和でいきいきとし，両眼の間は広く，耳は大きさ中等でやや前外方に向って立ち，両耳の間隔が広いもの 頸は長すぎず幅中等でよく締まり，頭と肩への移行のよいもの	5
前 軀	重くなく，締まりがあり，肩は付着よく，前肢と中軀への移行のよいもの 胸は深く充実し，胸前は広いもの	15
中 軀	背腰は長さ中等で，後軀への移行がよく，背はほぼまっすぐで強く，背幅はなるべく広く，肋はよく開張し，腹は深く豊かでよく締まり，下腓は深く充実しているもの	20
後 軀	しりは広く長く，尾根は高く付着し，腿は厚く広く飛節まで充実し，締まりのあるもの 尾は長さ太さ適度のもの	20
乳器・生殖器	乳器は形質良好で，正常な乳頭が12個以上あり，配列がよく，乳堤に過度の脂肪のないもの 生殖器は発育が正常で形質のよいもの	5
肢 蹄	四肢は長さ中等で正しく立ち，肢間は広く，飛節の強いもの 管は太すぎずよく締まり，繋はなるべく短く弾力があり，ひずめは質がよく左右が揃い，歩様は軽くて確実なもの	10
合 計		100

バークシャー種豚審査標準

区 分	説 明	評 点
一 般 外 貌	中型で，発育がよく，全体におおむね長方形を呈するもの 頭・頸はなるべく軽く，なるべく体高があり，体上線はわずかに弓状に見え，体下線はほぼ平直で，各部の釣合がよく，体に締まりがあり，過度の脂肪のないもの 性質は温順で，活気があり，よく性相を現わし，体質強健で，品位のあるもの 色は黒く，なるべく六白（顔，四肢端および尾端）で，毛は質がよく光沢があり，皮膚はなめらかでしわのないもの	25

第9編 種豚体格審査標準・種豚審査標準，種豚登録審査基準

頭・頸	頭はなるべく軽く，顔は長さ中等で，顔面はほどよくしゃくれ，鼻端は広く，あごは正しく，ほおはなるべく締まり，目は温和でいきいきとし，両眼の間は広く，耳は小さすぎず直立するか又はやや前方に向って立ち，両耳の間隔が広いもの 頸は長すぎず幅中等でよく締まり，頭と肩への移行のよいもの	5
前 軀	重くなく，締まりがあり，肩は付着よく，前肢と中軀への移行のよいもの 胸は深く充実し，胸前は広いもの	15
中 軀	背腰は長さ中等で，後軀への移行がよく，背はほぼまっすぐで強く，背幅はなるべく広く，肋はよく開張し，腹は深く豊かでよく締まり，下臍は深く充実しているもの	20
後 軀	しりは広く長く，尾根は高く付着し，腿は厚く広く飛節まで充実し，締まりのあるもの 尾は長さ太さ適度のもの	20
乳器・生殖器	乳器は形質良好で，正常な乳頭が12個以上あり，配列がよく，乳堤に過度の脂肪のないもの 生殖器は発育が正常で形質のよいもの	5
肢 蹄	四肢は長さ中等で正しく立ち，肢間は広く，飛節の強いもの 管は太すぎずよく締まり，繋はなるべく短く，弾力があり，ひずめは質がよく左右が揃い，歩様は軽くて確実なもの	10
合 計		100

ランドレース種豚審査標準

区 分	説 明	評 点
一 般 外 貌	大型で，発育がよく，のびのびとし，全体におおむね楔形を呈するもの 頭・頸は軽く，体に伸びがあり，後軀はよく発達し，なるべく体高があり，体上線はわずかに弓状に見え，体下線はほぼ平直で，各部の釣合がよく，体に締まりのあるもの 性質は温順で，活気があり，よく性相を現わし，体質強健で，品位のあるもの 色は白く，毛は質がよく光沢があり，皮膚はなめらかでしわがなく，なるべく斑点のないもの	25
頭・頸	頭は軽く，顔はむしろ長く，鼻はまっすぐで，鼻端は狭くなく，あごは正しく，ほおはよく締まり，目は温和でいきいきとし，耳は大きすぎず前方に傾斜し顔面をおおい，両耳の間隔が狭すぎないもの 頸はやや長く幅はむしろ薄めでよく締まり，頭と肩へなめらかに移行するもの	5
前 軀	なるべく軽く，締まりがあり，肩は付着よく，前肢と中軀への移行のよいもの 胸はなるべく深く充実し，胸前はなるべく広いもの	15
中 軀	背腰は長く，後軀への移行がよく，背はほぼまっすぐで強く，背幅は狭くなく，肋はよく開張し，腹は深く豊かで締まりがあり，下臍は深く充実しているもの	20

第9編 種豚体格審査標準・種豚審査標準，種豚登録審査基準

後 軀	しりは広く長く，尾根は高く付着し，腿は厚く広く飛節まで充実し，締まりがあり，後軀全体が豊円なもの 尾は長さ太さ適度のもの	20
乳器・生殖器	乳器は形質良好で，正常な乳頭が12個以上あり，配列がよく，乳堤に過度の脂肪のないもの 生殖器は発育が正常で形質のよいもの	5
肢 蹄	四肢はむしろ長く正しく立ち，肢間はあるべく広く，飛節の強いもの 管は太すぎずよく締まり，繋はなるべく短く弾力があり，ひずめは質がよく左右が揃い，歩様は軽くて確実なもの	10
合 計		100

大ヨークシャー種豚審査標準

区 分	説 明	評 点
一 般 外 貌	大型で，発育がよく，体積に富み，全体におおむね長方形を呈するもの 頭・頸はあるべく軽く，体の伸びと深さに富み，体高があり，体上線はほぼまっすぐに見え，体下線は平直で，各部の釣合がよく，体に締まりのあるもの 性質は温順で，活気があり，よく性相を現わし，体質強健で，品位のあるもの 色は白く，毛は質がよく光沢があり，皮膚はなめらかでしわがなく，なるべく斑点のないもの	25
頭 ・ 頸	頭はあるべく軽く，顔は長めで，顔面はわずかにしゃくれ，鼻端は広く，あごは正しく，ほおは締まり，目は温和でいきいきとし，両眼の間は広く，耳は大きさ中等でやや前方に向かって立ち，両耳の間隔が広いもの 頸は長すぎず幅中等でよく締まり，頭と肩への移行のよいもの	5
前 軀	重くなく，締まりがあり，肩は付着よく，前肢と中軀への移行のよいもの 胸は深く充実し，胸前は広いもの	15
中 軀	背腰は長く，後軀への移行がよく，背はまっすぐで強く，背幅は広く，肋はよく開張し，腹は深く豊かでよく締まり，下臓は深く充実しているもの	20
後 軀	しりは広く長く，尾根は高く付着し，腿はあるべく厚く広く飛節まで充実し，締まりのあるもの 尾は長さ太さ適度のもの	20
乳器・生殖器	乳器は形質良好で，正常な乳頭が12個以上あり，配列がよく，乳堤に過度の脂肪のないもの 生殖器は発育が正常で形質のよいもの	5
肢 蹄	四肢は長めで正しく立ち，肢間は広く，飛節の強いもの 管は太すぎずよく締まり，繋はあるべく短く弾力があり，ひずめは質がよく左右が揃い，歩様は軽くて確実なもの	10
合 計		100

第9編 種豚体格審査標準・種豚審査標準，種豚登録審査基準

ハンプシャー種豚審査標準

区 分	説 明	評 点
一 般 外 貌	大型に近く，発育良好で，全体におおむね半月状を呈するもの 頭・頸は軽く，なるべく体高があり，後軀はよく発達し，体上線は頭からしりまでアーチ状を呈し，体下線は平直で，各部の釣合がよく，体に締めりのあるもの 性質は温順で，活気があり，よく性相を現わし，体質強健で，品位のあるもの 色は黒く，肩，胸及び前肢に続く白帯があり，毛は質がよく光沢があり，皮膚はなめらかでしわのないもの	25
頭 ・ 頸	頭は軽く，顔は長さ中等で，顔面はほぼまっすぐで，鼻端は狭くなく，あごは正しく，ほおはよく締めり，目は温和でいきいきとし，両眼の間は広く，耳は小さめで直立し，両耳の間隔が広いもの 頸はやや短く幅中等でよく締めり，頭と肩へなめらかに移行するもの	5
前 軀	重くなく，よく締めり，肩は付着よく，前肢と中軀への移行のよいもの 胸は深く充実し，胸前は広いもの	15
中 軀	背腰は長さ中等で，後軀への移行がよく，背はゆるやかに湾曲して強く，背幅はなるべく広く，肋はよく開張し，腹はなるべく深くよく締めり，下腓は深く充実しているもの	20
後 軀	しりは広く長くなるべく傾斜がなく，腿は厚く広く，下腿がよく発達し，締めりのあるもの 尾は長さ太さ適度のもの	20
乳器・生殖器	乳器は形質良好で，正常な乳頭が12個以上あり，配列がよく，乳堤に過度の脂肪のないもの 生殖器は発育が正常で形質のよいもの	5
肢 蹄	四肢はむしろ長く正しく立ち，肢間は広く，飛節の強いもの 管は太すぎずよく締めり，繋はなるべく短く弾力があり，ひずめは質がよく左右が揃い，歩様は軽くて確実なもの	10
合 計		100

デュロック種豚審査標準

区 分	説 明	評 点
一 般 外 貌	大型に近く，発育良好で，全体におおむね半月状を呈するもの 頭・頸はなるべく軽く，なるべく体高があり，後軀はよく発達し，体上線は頭からしりまでアーチ状を呈し，体下線は平直で，各部の釣合がよく，体に締めりのあるもの 性質は温順で，活気があり，よく性相を現わし，体質強健で，品位のあるもの 色は褐色で，毛は質がよく光沢があり，皮膚はなめらかでしわがなく，なるべく斑点のないもの	25

第9編 種豚体格審査標準・種豚審査標準，種豚登録審査基準

頭・頸	頭はなるべく軽く，顔は長さ中等で，顔面はわずかにしゃくれ，鼻端は狭くなく，あごは正しく，ほおはなるべく締まり，目は温和でいきいきとし，両眼の間は広く，耳は小さめで前方に折れ，両耳の間隔が広いもの 頸はやや短く，幅中等でよく締まり，頭と肩への移行のよいもの	5
前 軀	重くなく，よく締まり，肩は付着よく，前肢と中軀への移行のよいもの 胸は深く充実し，胸前は広いもの	15
中 軀	背腰は長さ中等で，後軀への移行がよく，背はゆるやかに湾曲して強く，背幅はなるべく広く，肋はよく開張し，腹はなるべく深くよく締まり，下脇は深く充実しているもの	20
後 軀	しりは広く長くなるべく傾斜がなく，腿は厚く広く下腿がよく発達し，締まりのあるもの 尾は長さ太さ適度のもの	20
乳器・生殖器	乳器は形質良好で，正常な乳頭が12個以上あり，配列がよく，乳堤に過度の脂肪のないもの 生殖器は発育が正常で形質のよいもの	5
肢 蹄	四肢はむしろ長く正しく立ち，肢間は広く，飛節の強いもの 管は太すぎずよく締まり，繋はなるべく短く弾力があり，ひずめは質がよく左右が揃い，歩様は軽くて確実なもの	10
合 計		100

10) 種豚審査標準の解説

(社)日本種豚登録協会は，従来から登録委員の実務に参考となる内容を掲載した「登録委員必携」を発行してきたが，その後新品種の導入に伴う新規事項の追加や審査標準の改正，登録関係諸規程の増補等，必要な改定を行なって，登録委員の要望，利便に役立たせてきた。

昭和51年4月1日の種豚審査標準(6品種)の大幅改正(第2次改正)に際しては，さらに内容を充実し，各品種の審査標準の解説を詳細に行うとともに，各品種の特徴の図解，発育標準値を示すなどして内容が充実した。ランドレース種を例にとって特徴の図解および発育曲線を示すと図9.2および図9.3のようである。(次章，種豚登録審査基準作定後の「登録委員必携」の内容についても同じ)。

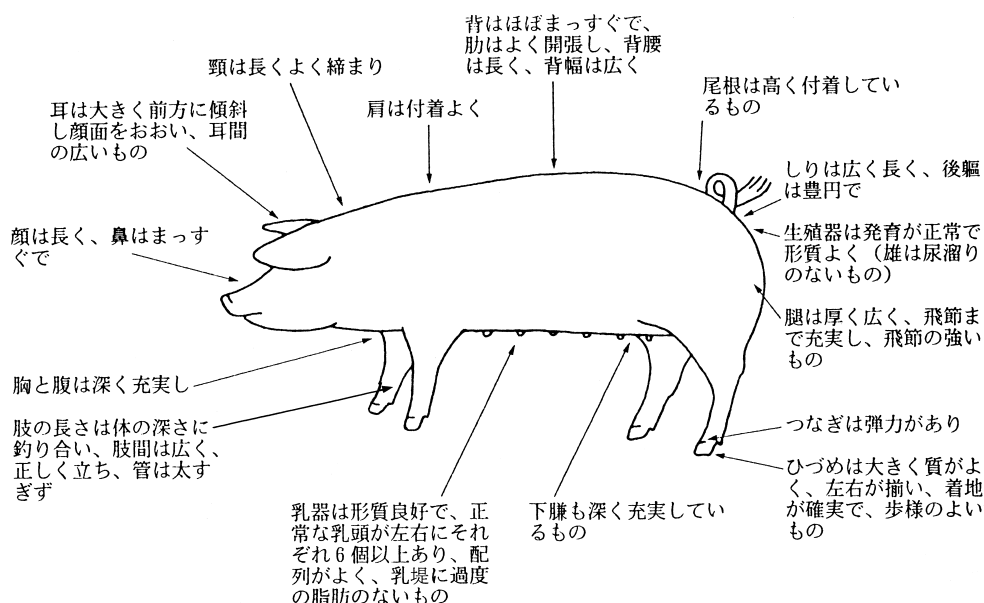


図 9.2 ランドレースの特徴図解
((社)日本種豚登録協会「登録委員必携」より)

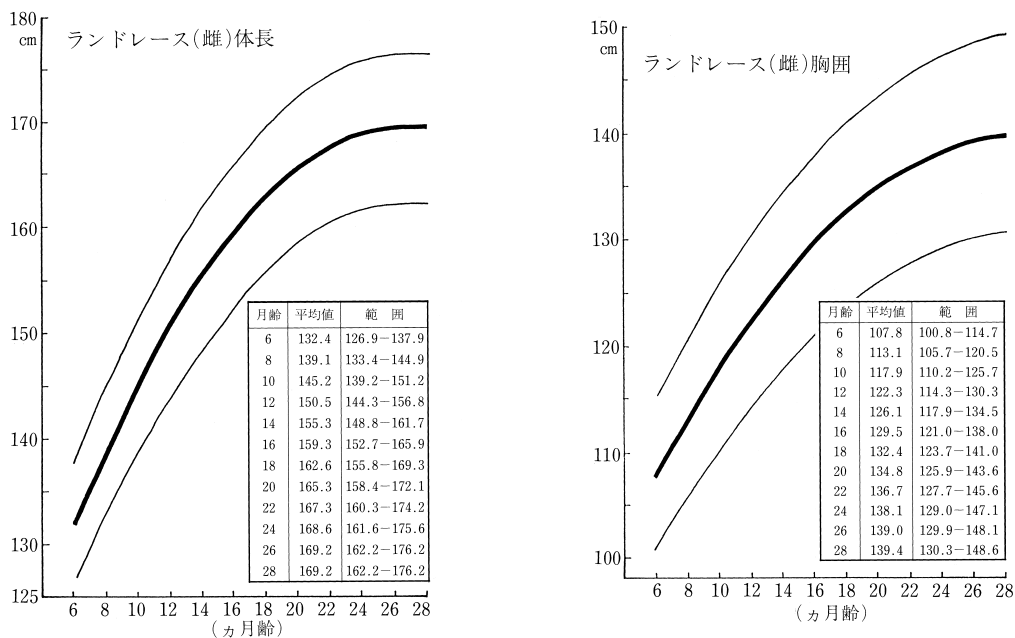


図 9.3 ランドレース(雌)の体長と胸囲の發育曲線
((社)日本種豚登録協会)(昭和47.3)